

第5章 給与（南空知公衆衛生組合職員の管理職員特別勤務手当支給に関する規則）

---

○南空知公衆衛生組合職員の管理職員特別  
勤務手当支給に関する規則

〔平成3年12月24日〕  
規則第7号

改正 平成27年3月31日規則第1号 令和5年3月27日規則第8号

（支給の範囲）

**第1条** この規則は、南空知公衆衛生組合職員の給与に関する条例（昭和42年条例第6号。以下「給与条例」という。）第15条の3第1項の規則で指定する職員（以下「管理監督職員」という。）は、管理職手当支給に関する規則（平成3年規則第6号）に掲げる職員とする。

（管理職員特別勤務手当の額等）

**第2条** 給与条例第15条の3第3項第1号の規則で定める額は、次の各号に定める額とする。

- (1) 課長 6,000円
- (2) 課長補佐及び所長 4,000円

2 給与条例第15条の3第3項第1号の規則で定める勤務は、勤務に従事した時間が6時間を超える場合の勤務とする。

**第3条** 給与条例第15条の3第3項の規則で定める額は、管理職手当支給に関する規則により、次の各号に掲げる額とする。

- (1) 課長 3,000円
- (2) 課長補佐及び所長 2,000円

2 給与条例第15条の3第1項の勤務をした後に、引き続いて同条第2項の勤務をした管理監督職員には、その引き続く勤務に係る同項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。

（勤務実績簿等）

**第4条** 任命権者又はその委任を受けた者は、管理職員特別勤務実績簿及び管理職員特別勤務手当整理簿を作成し、これを保管しなければならない。

（雑則）

第5章 給与（南空知公衆衛生組合職員の管理職員特別勤務手当  
支給に関する規則）

---

**第5条** この規則で定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成4年1月1日から施行する。
- 2 給与条例附則第5項の規定の適用を受ける職員に対する第2条第1項及び第3条第1項の規定の適用については、当分の間、これらの規定中「各号に定める額」とあるのは、「各号に定める額に100分の70を乗じて得た額(その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額)」とする。

附 則（平成7年3月31日規則第1号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月27日規則第8号）

第1条 この規則は、令和5年4月1日から施行する。